

埼玉県先進医療不育症検査費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 現在、研究段階にある不育症検査のうち保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的な負担の軽減を図る。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は埼玉県とする。

(対象者)

第3条 二回以上の流産、死産あるいは早期新生児死亡の既往があり、埼玉県内（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市及び同法第252条の22第1項に規定する中核市を除く。）に住民登録がある者。

(助成対象となる検査及び助成額)

第4条 助成対象となる検査は、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年3月27日厚生労働省告示第129号）において先進医療とされている不育症検査とし、その実施機関として届け出た保険医療機関で実施されたものとする。ただし、保険適用されている不育症に関する治療・検査を保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限る。

- 2 前項の検査について、他の助成制度による助成を受けた費用については、助成対象としない。
- 3 助成額は一回の検査につき、5万円と第1項の検査に要した費用を比較して低い額とする。

(助成の申請)

第5条 助成金の申請は、埼玉県先進医療不育症検査費助成事業助成金支給申請書（様式第1号）に次の書類を添付して行うものとする。

- ア 埼玉県先進医療不育症検査費助成検査受検証明書（様式第2号）
- イ 不育症検査結果個票（国が定める様式によるもの）
- ウ 前条第1項に掲げる検査の費用に係る領収書等
- エ 住民登録地を確認できる資料
- オ 助成金の振込を希望する銀行口座の通帳（写）等
- カ その他、申請書の審査に必要と認められる書類

- 2 前項の申請は、原則として検査が終了した日の属する年度内に速やかに行わなければならない。

(助成金の支給)

第6条 知事は、前条の申請があったときはその内容を審査し、助成金の交付の適否を決定するものとする。

2 知事は、助成金の交付を決定したときは、埼玉県先進医療不育症検査費助成事業助成金支給決定通知書(様式第3号)により申請者に通知し、助成金を支給するものとする。

3 知事は、助成金の不交付を決定したときは、その理由を付した埼玉県先進医療不育症検査費助成事業助成金支給不承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 知事は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けた者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

(台帳)

第8条 知事は、埼玉県先進医療不育症検査費助成事業台帳(様式第5号)により、助成金の支給状況を把握することとする。

(実績・成果の把握)

第9条 知事は、助成を受けようとする者に対し、不育症検査結果個票により検査結果を国が収集し、当該検査の保険適用に向けた検討等に活用する可能性があることを予め説明するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。